

アレルギー物質を含む食品の検査結果

現在、アレルギー物質(特定原材料)として卵、乳、小麦、そば及び落花生の5品目が指定されており、これらを含む食品には「アレルギー物質を含む」ことを表示するように義務付けられています。

平成20年1月に、健康福祉局食品専門監視班が卵や小麦によるアレルギーがある人のために製造された食品を、市内の小売店や製造所から収去し、また通信販売で売られているものは買上して、当所にて「卵」と「小麦」を検査しました。その検査結果を報告します。

1 「卵」の検査

卵不使用等の表示のある食品24検体(ケーキやクッキー等の焼き菓子、アイスクリームケーキ、クリーム、パン、パスタ及び惣菜)について検査を行いました。

検査方法は厚生労働省通知に準拠し、2種類のキットを用いてELISA法によるスクリーニング試験を行いました。その結果は、いずれの検体も陰性(10ppm未満)でした(表1)。

表1 「卵」の検査結果

食品	検体数	陽性数
焼き菓子(ケーキ、クッキー)	14	0
アイスクーキ	2	0
クリーム	1	0
パン	3	0
パスタ(マカロニ、スパゲティ)	2	0
惣菜(ハンバーグ、肉団子)	2	0
合計	24	0

2 「小麦」の検査

小麦不使用等の表示のある食品12検体(ケーキやクッキー等の焼き菓子、アイスクリームケーキ、クリーム、めん及びスパゲティ)について検査を行いました。

検査方法は厚生労働省通知に準拠し、はじめに2種類のキットを用いてELISA法によるスクリーニング試験を行い、次に陽性(10ppm以上)となったものは、PCRを用いて確認試験を行いました(詳細は2003年7月号のアレルギー物質を含む食品の検査(その1)を参照ください)。

スクリーニング試験の結果は1検体(ケーキ)が陽性で、それ以外はすべて陰性(10ppm未満)でした(表2)。

表2 「小麦」の検査結果

食品	検体数	陽性数
焼き菓子(ケーキ、クッキー)	11	1
アイスクーキ	2	0
クリーム	1	0
めん、スパゲティ	2	0
合計	16	1

スクリーニング試験が陽性となったケーキ1検体についてPCRによる確認試験を行ったところ、結果は陽性でした。

この検体について、健康福祉局を通じて製造所を管轄する自治体に対し、小麦使用の有無及び製造工程における小麦のコンタミネーションの可能性等を照会しました。調査の結果、このケーキには小麦は使用されていませんでしたが、同じ製造所で小麦を使用したケーキも作っており、製造工程中のコンタミネーションによるものと推定されました。

【 食品添加物担当 】